

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

東京都中央区銀座七丁目2番22号
共同ピーアール株式会社経営管理室 ディレクター 吉岡 たけひろ 献央実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

意見

この提案に同意しない。

理由

当該内容を検討する理由自体が到底理解できるものではない。

権利確定条件付き有償新株予約権は、報酬としての性格を持たない。現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引が、「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」と理解している。

なお、実務対応報告公開草案を確認したが、「一定の額の金銭を払い込むという特徴を除けば」とあるが、この点が最も重要な差であり、この点を除いてという話はできない(第17項(1))。また、公表時において想定されていなかったものを論拠とすることは不適切である(第17項(2))。インセンティブ効果を報酬制に結び付けられているが、インセンティブは報酬という定義ではない。インセンティブ＝報酬とする場合は、本文中でそのように定義づけられる必要があるが、原文に定義付もない(第17項(3))。有償新株予約権は、通常の投資と同様の制度。対象者が投資するか否かを自己判断している。「勤務が要求されている期間のサービスの提供を期待して」ということだけでは取引として成立しないし、投資制度であるということは損をとる可能性もあり、「報酬」としての定義はできない(第17項(4)、第18項)。また、勤務条件のない有償新株予約権

についても、公正価値で取得した通常投資と同じ資産であり、金融商品である。「報酬」とはいえない。(第 21 項)
これらのように記載内容が不明確なものばかりであり、本文が意味をなしていない。(第 19 項、第 22 項)
そのため、当該内容を検討すること自体に問題があると思われるため、この提案に同意しない。

質問 2～質問 4 に関して

質問 1 で理由として提示した通り、報酬として取り扱うこと自体がおかしいと考えるため、報酬として取り扱うことを前提としている当質問については同意しない。

以上